



自明性の立証に単独で用いる先行技術文献は「実施可能性」が必要

—2021.4.16 CAFC判決 (RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP. v. GENERAL ELECTRIC COMPANY) —

1. 判決要旨

- ・実施可能性を有さない文献による立証は、他の文献又は証拠において当業者による実施可能性を示さない限り、「自明」との判断を導き出せない。
- ・IPR (当事者系レビュー) の請願人であるGENERAL ELECTRIC COMPANY(GE) は、クレームされたタービンエンジンについて当業者が実施可能であることを示す証拠を示していない。
- ・CAFCは、PTABがIPRにおいて決定した9,695,751(‘751)特許のclaim 3 及び16 の無効判断を取り消した。

2. 事件の概要 RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP. v. GENERAL ELECTRIC COMPANY (判決日: April 16, 2021, 2020-1755)

<背景及びIPRにおけるPTABの判断>

- ・RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP.(RAYTHEON) は、ガスタービンエンジンに関する’751特許を保有。
- ・’751特許のクレーム1では、ガスタービンのpower densityが所定の範囲内にあることを規定。
- ・GEは’751特許のクレーム1を含む対象クレームがNASA Technical Memorandum文献(Knip)単独and/or他の文献との組み合わせにより無効であるとの主張し、IPRを提起。
- ・文献Knipは合成材料で構成されたターボファンエンジンを開示しており、’751特許が規定するpower densityの範囲を類推できるが、その合成材料は今日においても実現していない。
- ・PTABは、「文献Knipが、’751特許で規定するpower densityの範囲を類推できる十分な情報を有しており、当業者による実施可能性がある」と判断。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。